



# 第97回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時**：平成29年6月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）  
**開催場所**：東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
新宿フロントタワー22階 当社本店

## 目次

---

第97回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	6
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

---

証券コード 5142  
平成29年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

**アキレス株式会社**

代表取締役社長 伊 藤 守

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時20分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして会社は取り扱いさせていただきます。 敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
  2. 場 所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
新宿フロントタワー 22階  
当社本店
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第97期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。  
したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営の安定と収益の向上による経営基盤の強化の上に、株主の皆様への安定的な利益還元を維持することを基本としております。第97期の期末配当につきましては、当期の業績および諸般の状況を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当金40円とし、創立70周年記念配当金10円を加え、金50円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は881,984,700円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入、継続し、その有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

しかしながら、本プラン導入以後、社会・経済情勢、市場の動向をはじめ、当社を取り巻く経営環境は大きく変化してまいりました。また、金融商品取引法による大量取得行為に対する規制も整備され、株主の皆様あるいは当社取締役会が、適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況のもと、買収防衛策に対する株主・投資家の皆様のご意見や市場の評価等も考慮し、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討した結果、平成29年4月25日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決定いたしました。

それに伴い、現行定款第7章の買収防衛策の規定、第41条（大規模買付行為に関する対応策）および第42条（新株予約権無償割当ての決定機関）を削除するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 買収防衛策 （大規模買付行為に関する対応策）</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により買収防衛策として、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「対応策」という。）を定めることができる。取締役会が対応策を定めたときは、その後初めて行われる定時株主総会の決議をもって承認を得なければならない。</p> <p>（新株予約権無償割当ての決定機関）</p> <p>第42条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p>	<p>（削 除） （削 除）</p> <p>（削 除）</p>

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠の監査役1名をあらかじめ選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
<p style="text-align: center;">かさはら ちえ 笠原 智恵</p> <p style="text-align: center;">(昭和43年9月15日生)</p> <p style="text-align: center;">(戸籍上の氏名：福田智恵)</p>	<p>平成12年4月 弁護士登録 隼国際法律事務所</p> <p>平成18年11月 Greenberg Traurig LLP, New York</p> <p>平成19年11月 隼あすか法律事務所</p> <p>平成20年1月 隼あすか法律事務所パートナー</p> <p>平成21年1月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業</p> <p>平成22年1月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）パ ートナー （現在に至る）</p> <p>平成27年6月 株式会社クレディセゾン社外監査役 （現在に至る）</p> <p>平成28年6月 当社補欠社外監査役 （現在に至る）</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、弁護士として高い見識を有しており、監査役に就任された場合に、監査機能を発揮していただけることを期待し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 候補者が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

以上

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における経済情勢は、国内では雇用と所得環境の改善は続きましたが、将来の不透明感により個人消費支出の回復が進まないことから消費者物価は横ばいで推移し、また企業の設備投資も低調となりました。海外では米国経済が好調を維持し、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気に持ち直しの動きも見られましたが、英国の欧州連合からの離脱決定や米国大統領選挙の結果などによる先行き不透明感の高まりは、世界中の経済に大きなインパクトを与えることとなりました。これらの影響もあり為替相場は不安定な状況が続き、原油をはじめとする原材料価格も上昇へ転じるなど不確実な事業環境が継続しました。

このような事業環境のもと、当社グループは企業価値の増大を目指して、お客様が求める商品・ブランド力のある商品創りに注力してまいりました。具体的には省エネルギー関連製品、環境対応製品、生活関連製品など成長分野とインフラ整備関連分野、およびグローバル化へと積極的な事業展開を推進するとともに徹底したコストダウンに取り組んでまいりました。

その結果、当期連結業績は売上高86,937百万円（前期比1.6%減）、営業利益2,535百万円（前期比35.9%増）、経常利益3,004百万円（前期比25.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,974百万円（前期比22.4%減）となりました。

以下、各事業につきご報告申し上げます。

#### シューズ事業

ジュニアスポーツシューズブランド「瞬足」は、「SYUNSOKU V8」を新たに投入し拡販に注力しましたが、海外ブランドの台頭などにより前年売上を下回りました。一方、「ソルボセイン」搭載のコンフォートシューズ「アキレス・ソルボ」は、主軸の婦人向け製品を全国の有名百貨店へ拡販し、前年売上を上回りましたが、シューズ事業全体では前年売上を下回りました。

## プラスチック事業

車輻内装用資材は、中国マーケットは伸び悩みましたが、国内・北米向けは採用車種の増産により伸長し、全体では前年並みの売上となりました。

フィルムの国内事業は、内需関連が電材用で好調に推移し、前年売上を上回りました。輸出は、産業用および欧州向け窓用が好調に推移し、前年売上を上回りました。北米事業は、医療用は好調でしたが、文具用・産業用・グラフィック用が低迷し、前年売上を下回りました。農業分野は、生分解用が好調に推移し、前年売上を上回りました。

建装資材の床材・壁材は、大型物件での受注獲得や、新柄投入拡大の成果により、前年売上を上回りました。

引布商品は、内需向けのエアータントおよび引布原反が好調に推移し、前年売上を上回りました。

## 産業資材事業

ウレタンは、寝具・雑貨・車輻用など主力商品が好調に推移し、前年売上を上回りました。

断熱資材は、住宅市場の回復、畜産市場の好調を受けボード製品、パネル製品は前年売上を上回りましたが、システム製品、スチレン製品は市場の低迷により苦戦し、全体では前年売上を下回りました。

工業資材は、国内では製造業の国内回帰を受けて、静電気対策品の回復と新規分野の開拓が進みましたが、海外は中国・東南アジア市場で減少し、前年売上を下回りました。

当連結会計年度の各事業の状況は以上述べたとおりであります。

以下、各事業区分の売上高を記載いたします。

事業	売上高	前期比	構成比率
シューズ事業	17,740 百万円	91.3 %	20.4 %
プラスチック事業	39,631	101.5	45.6
産業資材事業	29,565	98.9	34.0
合計	86,937	98.4	100.0



## ② 設備投資の状況

## 1) 当連結会計年度に完成した主な設備

プラスチック事業 車輦内装用資材製造設備 (足利第一工場)

当連結会計年度の企業集団の設備投資総額は26億円であります。

## 2) 当連結会計年度中に継続中の主要設備の新設、拡充

プラスチック事業 車輦内装用資材製造設備 (足利第一工場)

産業資材事業 ウレタン製造設備および建物新設 (九州工場)

産業資材事業 断熱ボード製造設備 (足利第二工場)

## ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 94 期 (平成25年4月 ～平成26年3月)	第 95 期 (平成26年4月 ～平成27年3月)	第 96 期 (平成27年4月 ～平成28年3月)	第 97 期 (平成28年4月 ～平成29年3月)
売 上 高 (百万円)	88,006	89,056	88,344	86,937
経 常 利 益 (百万円)	2,548	1,480	2,394	3,004
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,734	1,287	2,543	1,974
1株当たり当期純利益	9円34銭	6円96銭	137円96銭	109円01銭
総 資 産 (百万円)	76,405	77,976	78,007	79,720
純 資 産 (百万円)	42,078	43,552	43,541	44,837
1株当たり純資産額	227円33銭	235円33銭	2,378円79銭	2,541円84銭

(注) 平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため、第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

今後わが国の経済は、雇用と所得環境の改善が継続することで個人消費も回復に向かうものと期待されますが、中長期的には少子高齢化がさらに進み人口減少と年齢構成の変化が生産活動や消費行動に大きく影響を与えることが確実視されます。世界的には、新興国の台頭に伴う消費活動の促進の一方で、地球環境の保護や省エネルギーの重要性がますます叫ばれるようになると思われます。また、IoTやAI技術の発達は新たな事業を創出する一方で、既存事業の変革が求められることが予想されます。

世界・日本における生産活動や消費行動の大きな変化に対応し、持続的な成長を遂げるため、当社グループが保有する技術と経営資源を最大限に活かし、積極的な展開を図ることにより「企業に社会に未来に、新たな価値を創り続けていくこと」を目指します。この目標を実現するために当社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

#### 【事業戦略】

- ① 最終消費財の拡大によるブランド力の向上
- ② 生産財の品質と性能アップによるシェア拡大
- ③ 海外生産・販売各拠点の再構築

#### 【経営基盤の強化】

- ① シューズ事業の再構築
- ② 商品力および生産性の向上（当社固有技術の活用と強化、新規設備の導入）
- ③ 国内外の物流改革
- ④ 迅速な新商品開発
- ⑤ 人事組織改革
- ⑥ 基幹情報システム更新

持続的成長を遂げ企業価値を高めることを目的としてグループ全員が情熱と論理をもって、国際的に逞しい会社を目指し、より大きな企業価値を創造する集団を構築すべく施策を推進いたします。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループが製造・販売する主要品目は下記のとおりであります。

##### <シューズ事業>

瞬足、瞬足レモンパイ、アキレス・ソルボ、フォートゥースリーデザインズ、マインリックス、SPALDING、UNITED COLORS OF BENETTON、ALL DAY Walk（オールデイウォーク）、OUTDOOR PRODUCTS（アウトドアプロダクツ）、TVキャラクター、校内履シューズ、職域シューズ、ブーツ、ヘルシーライフ（介護シューズ）

##### <プラスチック事業>

###### 車輦内装用資材

キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材

###### 一般レザー・カブロン・ラミネート

カレンダーレザー、キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材（家具用、靴用、建材用、衣料用、工業資材用、メディカル用）

###### フィルム

フィルム：産業・工業用（半硬質フィルム、オレフィンフィルム）  
一般用（軟質フィルム・シート、PPシート）  
機能性（クリーンルーム用カーテン、ドアカーテン）

農業資材：被覆資材（農業用ビニールフィルム、農業用POフィルム）  
関連資材（生分解マルチフィルム、施設園芸用塗布型遮光剤）

###### 建装資材

床材：住宅用・店舗用クッションフロア、商業用重歩行シート  
壁材：住宅用・店舗用壁装材、天井材

###### 引布

ゴム引布（ターポリン）、ゴムシート（フィルム）、排水管用継手（アキレスジョイント）、インフレーターブルポート、エアテント、エア水槽、背負い式消火水囊

##### <産業資材事業>

###### ウレタン

軟質ウレタンフォーム、インテリア・リビング製品、健康福祉関連商品

## **断熱資材**

断熱用硬質ウレタンボード、断熱屋根材、断熱システム（原液、発泡機および附帯設備）、スチレンブロック、化粧型枠材（マトリックス）、EPS土木工法用ブロック、現場発泡軽量盛土工法（ウレタンLH工法）

## **工業資材**

静電気対策品、OA機器部品、HDD部品、半導体およびHDD向け出荷梱包資材と出荷梱包材の回収・洗浄・リユース等のサービス業務、医療機器筐体、RIM成形品、マスク治具

## **衝撃吸収材**

衝撃吸収用インソール、サポーター、足底板用パッド、マット、工業用防振材

## (5) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東 京 都 新 宿 区
	関 西 支 社	大 阪 市 北 区
	北 海 道 営 業 所	北 海 道 石 狩 市
	東 京 営 業 所	東 京 都 墨 田 区
	大 阪 営 業 所	大 阪 府 東 大 阪 市
	九 州 営 業 所	福 岡 市 東 区
	足 利 第 一 工 場	栃 木 県 足 利 市
	足 利 第 二 工 場	栃 木 県 足 利 市
	足 利 第 三 工 場	栃 木 県 足 利 市
	滋 賀 第 一 工 場	滋 賀 県 野 洲 市
	滋 賀 第 二 工 場	滋 賀 県 豊 郷 町
美 唄 工 場	北 海 道 美 唄 市	
九 州 工 場	福 岡 県 飯 塚 市	
子会社	A C H I L L E S U S A , I N C .	ア メ リ カ 合 衆 国 ワ シ ン ト ン 州
	阿基里斯 (上海) 国際貿易有限公司	中 国 上 海 市
	ア キ レ ス コ ア テ ッ ク (株)	東 京 都 墨 田 区
	関 東 ア キ レ ス エ ア ロ ン (株)	栃 木 県 佐 野 市
大 阪 ア キ レ ス エ ア ロ ン (株)	大 阪 市 北 区	

## (6) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,755 (387) 名	△315 (+19) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,330 (272) 名	△21 (+2) 名	41.7歳	20.0年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACHILLES USA, INC.	6,720千米ドル	100.0%	プラスチック製品の製造・販売

## (8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,950百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,633
株式会社三井住友銀行	700

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,362,714株（自己株式723,020株を含む）
- ③ 株主数 14,383名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	863千株	4.90%
東 京 ア キ レ ス 協 和 会	711	4.03
足 利 ア キ レ ス 協 和 会	550	3.12
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	440	2.50
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	431	2.45
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	431	2.45
大 阪 ア キ レ ス 協 和 会	425	2.41
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	390	2.22
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	388	2.20
株 式 会 社 足 利 銀 行	343	1.95

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式723千株があり、持株比率は自己株式を除いて算出しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年5月26日開催の取締役会決議により、平成28年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

また、平成28年6月29日開催の第96回定時株主総会決議に基づき、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式の併合を行うとともに、発行可能株式総数を700,000,000株から70,000,000株に変更いたしました。その結果、発行可能株式総数は630,000,000株減少し、70,000,000株となり、発行済株式の総数は165,264,433株減少し、18,362,714株となっております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況

(平成29年3月31日現在)

代表取締役 社長		伊藤 守
専務取締役	製造部門管掌兼生産革新担当 (アキレスマリン(株)、アキレスウエルダー(株)代表取締役、 昆山阿基里斯人造皮有限公司董事長)	小林 英明
常務取締役	営業部門統轄兼プラスチック部門担当 (アキレスコアテック(株)、アキレス大阪ビニスター(株)、 ACHILLES USA, INC.代表取締役、阿基里斯(上海) 国際貿易有限公司董事長)	美濃 眞
取締役	経理本部長	藤澤 稔
取締役	営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼購買担当 (東北アキレス(株)代表取締役、阿基里斯先進科技股份 有限公司董事長)	日景 一郎
取締役	CSR・人事総務担当兼コンプライアンス本部長 (アキレス商事(株)代表取締役)	荒木 謙一郎
取締役	シューズ部門担当兼シューズ製造本部長 (アキレス島根(株)、ACHILLES HONG KONG CO.,LTD.、崇徳有限公司代表取締役、広州崇徳鞋業 有限公司董事長)	永島 照明
取締役	(国立大学法人山形大学名誉教授)	米竹 孝一郎
常勤監査役		富川 隆
常勤監査役		山田 茂
監査役	(岩本法律事務所)	須藤 昌子
監査役	(公認会計士・税理士有賀美典事務所、アクティビ ア・プロパティーズ投資法人監督役員)	有賀 美典



- (注) 1. 取締役米竹孝一郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役須藤昌子氏および監査役有賀美典氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役山田茂氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 社外監査役須藤昌子氏は、弁護士の資格を有しております。  
 5. 社外監査役有賀美典氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 社外取締役米竹孝一郎氏および社外監査役有賀美典氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 7. 監査役近野博氏は、平成28年6月29日をもって辞任により退任しております。

## ② 執行役員の状況

(平成29年3月31日現在)

執行役員	建装事業部長兼デザインセンター長兼建装販売部長	柏瀬功次
執行役員	ウレタン事業部長兼支社ウレタン販売部長 (北海道アキレスエアロン(株)、山形アキレスエアロン(株)、関東アキレスエアロン(株)、大阪アキレスエアロン(株)、九州アキレスエアロン(株)代表取締役)	山本勝治
執行役員	滋賀地区製造担当兼製造管理本部長	小林一俊
執行役員	車輛資材事業部長	大蔵孝也
執行役員	関西支社長兼支社総務部長	宮  啓  徹
執行役員	プラスチック製造本部長兼プラスチック工場長兼製品設計部長	嶋倉茂夫
執行役員	断熱資材事業部長兼支社断熱資材販売部長	松田光弘
執行役員	ACHILLES USA,INC.社長	鈴木卓郎
執行役員	研究開発本部長兼研究開発部長	中山直樹
執行役員	シューズ事業部長兼シューズ営業本部長兼商品部長	海野  実
執行役員	化成品事業部長兼フィルム販売部長	根岸康夫

執行役員	人事総務部長	寺岡 伸 明
執行役員	物流改革担当兼情報システム部長	松宮 稔
執行役員	産業資材製造本部長兼工業資材工場長	横山 浩 樹

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役米竹孝一郎氏、監査役須藤昌子氏および監査役有賀美典氏の各氏について、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	165百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	50 (13)
合 計	13	215

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成28年6月29日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

## 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

- ・社外取締役米竹孝一郎氏は、国立大学法人山形大学名誉教授であります。当社と同大学の間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役須藤昌子氏は、岩本法律事務所における弁護士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役有賀美典氏は、公認会計士・税理士有賀美典事務所における公認会計士および税理士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。また、同氏は、アクティビア・プロパティーズ投資法人における監督役員であります。当社と同法人との間には、取引関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (19回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 米 竹 孝一郎	16回	100%	一回	-%
監査役 須 藤 昌 子	16回	100%	19回	100%
監査役 有 賀 美 典	13回	100%	15回	100%

(注) 監査役有賀美典氏は平成28年6月29日開催の第96回定時株主総会で選任されたため、就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は15回であります。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役米竹孝一郎氏は、取締役会において学識経験者としての客観的・中立的観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

各社外監査役は取締役会に出席し、監査役須藤昌子氏は弁護士としての、監査役有賀美典氏は公認会計士および税理士としての、専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および内部統制システムに関わる助言や提言を行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の業務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「企業理念」である「社会との共生」＝「顧客起点」の実践のために、全ての取締役および従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の取締役は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じ開催し、法令遵守状況の確認および監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は人事総務部門等の関連部門と連携をとり、研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により法令遵守体制の整備・指導を行っております。

内部監査部門は、法令遵守状況を定期的および必要に応じ確認しております。

倫理・法令遵守上疑義のある行為について、相談及び通報の適正な処理の仕組みとして、社外弁護士窓口を含めた内部通報制度「アキレスホットライン」を整備し、社内の自浄作用が早期に働く体制を図っております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、経営と業務の可視化ならびに効率化を図るため、取締役および従業員の職務の執行に係る情報については、文書および情報の運用、管理に関する規定を定め適切に管理するとともに、取締役および従業員が必要に応じ適宜閲覧できる体制を図っております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の推進に伴う個々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、安全衛生、製品安全・品質管理、為替、海外進出、輸出管理、契約、訴訟、財務報告の信頼性等）に

については、各々のリスク管理担当部門が、規定、基準、ガイドライン等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じて各部門のリスク管理状況について把握、評価をし、指導・助言を行っております。

各部門を担当する取締役および部門長は、自部門におけるリスクの把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

経営に関する不測の事態が発生した場合は「経営危機管理規定」に基づき、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議・決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。

会社の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、経営会議を開催し取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する業務執行について審議・決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

持続的な成長と企業価値の増大を目指すため中期経営計画を策定し、計画的かつ効率的に事業を運営するため年度毎に予算を設定し、目標達成のため取締役および各部門長より構成された実績報告会議を定期的に行い、目標の進捗状況の管理を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループとして共通の「企業理念」に基づき、子会社と一体となった事業運営を行い、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、当社の取締役会、経営会議等を通じて子会社の職務執行に関する報告を行っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」を定め、適切な決裁・報告を義務付けております。

## 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門におけるリスクについて把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」に定めた、決裁・報告制度により経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

子会社を含む当社グループの経営に関する不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規定」に基づき、直ちに当社社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

## 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定するとともに、計画的かつ効率的に事業を運営するために年度毎に予算を設定し、目標達成のため当社の取締役および各部門長より構成する実績報告会を定期的に開催し、当社グループの目標の進捗状況の管理を行っております。

## 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業理念」の実践のために子会社を含めた当社グループ全ての取締役および従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の子会社の取締役等は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、当社の社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じて開催し、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況の確認および監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は、人事総務部門等の関連部門と連携し研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により子会社を含めた当社グループの法令遵守体制の整備・指導を行っております。

内部監査部門は、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況を定期的および必要に応じて確認しております。

内部通報制度を整備し、子会社を含めた当社グループの自浄作用が早期に働く体制を図っております。

- 5) その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、当社グループの連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するためのシステムおよび継続的モニタリングするために必要な体制の整備・運用を行っております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役が必要と認めたときは、取締役から独立した臨時スタッフを置くものとし、指揮・命令・評価に関する権限は監査役が有するものとしております。
- ⑦ 当社の監査役の報告に関する体制
- 1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ア. 当社の取締役は、法定事項の他に、監査役に次の事項を報告しております。
- (a) 遅滞なく報告する事項
    - ・重要な事項に関して取締役会が決定した内容
    - ・重要な訴訟事件の発生
    - ・重要なコンプライアンス違反の発生
  - (b) 定期的又は適時報告する事項
    - ・内部監査の結果
    - ・内部通報制度による通報状況
    - ・海外子会社の相手国の資格を有する会計士による会計監査結果および子会社経理担当部門による確認・指導の結果
- イ. 当社の内部通報体制として、取締役など経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。
- 2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門において、決定された重要な事項、職務の執行に関する重大なコンプライアンス違反の事実、および重大な訴訟等の発生について、遅滞無く当社監査役に報告しております。  
当社グループの内部通報体制として、当社グループの取締役を含む経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。



- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
「内部通報制度運用規定」において、内部通報を行った者が、通報したことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを受けないことを定め、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底しております。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役会の他、必要に応じその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取することができることとなっております。  
代表取締役と監査役会は定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門は監査役との連携を図り、適切な意思疎通および監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。  
取締役および従業員は監査役による職務執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、財産状況の調査等が、円滑に行われる様に協力しております。  
監査役会は、会計監査人から監査計画、監査執行状況、監査結果等について説明を受けるとともに、情報交換を行い、相互の連携を図っております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社グループは、「企業行動憲章」に「市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する」と定めるとともに、「行動規範」に具体的な行動の基準として、「反社会的勢力からの脅迫・強要等の不正な要求が起きた場合は、組織的に対応し、警察・法律家など専門家の助言のもと、毅然とした態度で臨む」と定め、担当部署を決めて対応しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、企業倫理の徹底、維持、向上のため、コンプライアンス委員会を開催し、当社および当社子会社の法令遵守状況を確認し、監督・指導を行っております。また、コンプライアンス部門は、コンプライアンス研修の実施、規定の整備および周知、法令情報の通達等の啓蒙活動を行い、法令遵守体制の整備・指導を行っております。

### ② リスク管理に関する取組み

リスク管理に関しては、各リスク担当部門が規定、基準等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じてリスク管理状況について把握・評価し、指導・助言を行っております。また、各部門を担当する取締役および部門長が自部門におけるリスクの把握・評価を行い、規定等に基づき対応を行っております。

### ③ 企業集団の内部統制に関する取組み

当社子会社に関しては、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、取締役会、経営会議を通じて各子会社の職務執行に関する報告を行うとともに、リスクの把握・評価を行い、規定等に基づき適切な対応を行っております。

### ④ 内部監査に関する取組み

内部監査に関しては、内部監査部門が法令遵守状況について定期的および必要に応じて確認を行っております。

### ⑤ 監査役監査に関する取組み

監査役は取締役会の他、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、取締役等から職務の執行状況を聴取しております。なお、代表取締役は監査役会と定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門も監査役と意見交換を行うなど、効果的な監査業務の遂行に協力しております。

## 4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月28日開催の当社取締役会において、会社法施行規則に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を決議し、同年6月27日開催の当社定時株主総会においてご承認いただき、その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の決議により更新いたしました（以下、「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期限は、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時までとなっておりますでしたが、同年4月25日開催の取締役会において旧プランを一部改定の上で更新することを決議し、同年6月27日開催の当社定時株主総会においてご承認いただきました（以下、「本プラン」といいます。）。

なお当社は、平成29年4月25日開催の取締役会において、有効期限満了をもって本プランを継続しないことを決定いたしました。また、本プランの非継続に伴い、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を前提とし、関連する定款の条文を削除することを決定しております。詳細につきましては、株主総会参考書類の第2号議案「定款一部変更の件」をご参照下さい。

本プランの内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案す

るための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

### ① 経営理念

当社グループは、多数の投資家の皆様に中・長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施しております。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値（製品、サービス、情報）の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼にお応えしていく会社になることを目指しております。

この目標実現のために、会社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでおります。

#### 1) 事業体質の強化

- ア. 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- イ. 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- ウ. 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- エ. 品質保証システムの改革

#### 2) 研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

#### 3) グローバル展開の加速

#### 4) 人材開発の継続とグローバル人材の育成

#### 5) C S R（企業の社会的責任）に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・製膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな

な商品を提供してまいりました。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材（建材用断熱材）、農業資材（生分解性フィルム）への製品化に展開しております。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献しております。

## ② コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

## (3) 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### ① 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えております。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを本プランとして更新いたしました。

### ② 本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりであります。

- 1) 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象といたします。

- 2) 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置いたしました。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- 3) 当社取締役会は大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求めます。
- 4) 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定いたします。
- 5) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をいたします。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催いたします。
- 6) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合があります。
- 7) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて当社の株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記6)の対抗措置の発動を決定することができるものといたしました。
- 8) 本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっております。
- 9) 本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することができます。

**(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものです。

本プランの更新は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、その更新について株主の皆様のご意思を確認するため、議案として上程し審議可決されました。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

---

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>51,361</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,202</b>
現金及び預金	9,951	支払手形及び買掛金	13,631
受取手形及び売掛金	25,136	電子記録債務	2,065
電子記録債権	2,625	短期借入金	2,233
商品及び製品	8,518	未払金	2,743
仕掛品	1,472	未払法人税等	794
原材料及び貯蔵品	1,938	その他	4,734
繰延税金資産	608	<b>固定負債</b>	<b>8,680</b>
その他	1,196	長期借入金	3,000
貸倒引当金	△86	長期未払金	9
		退職給付に係る負債	4,830
		繰延税金負債	424
		資産除去債務	365
		P C B廃棄物処理引当金	50
<b>固定資産</b>	<b>28,359</b>	<b>負債合計</b>	<b>34,883</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,415</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物	7,370	<b>株主資本</b>	<b>42,527</b>
機械装置及び運搬具	5,150	資本金	14,640
土地	4,691	資本剰余金	9,742
建設仮勘定	660	利益剰余金	19,297
その他	542	自己株式	△1,153
<b>無形固定資産</b>	<b>434</b>	その他の包括利益累計額	2,309
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,508</b>	その他有価証券	1,101
投資有価証券	4,023	評価差額金	122
退職給付に係る資産	3,006	繰延ヘッジ損益	404
繰延税金資産	1,691	為替換算調整勘定	680
その他	949	退職給付に係る調整累計額	680
貸倒引当金	△161	<b>純資産合計</b>	<b>44,837</b>
<b>資産合計</b>	<b>79,720</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>79,720</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	86,937
売上原価	68,743
売上総利益	18,193
販売費及び一般管理費	15,658
営業利益	2,535
営業外収益	
受取利息及び配当金	88
その他の	483
営業外費用	
支払利息	35
その他の	66
経常利益	3,004
特別利益	
固定資産売却益	513
補助金収入	58
保険差益	19
特別損失	
固定資産売却損	0
減損損失	182
固定資産除却損	314
特別退職金	178
税金等調整前当期純利益	2,920
法人税、住民税及び事業税	990
法人税等調整額	△44
当期純利益	1,974
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,974

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	14,640	9,742	18,055	△81	42,357
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△732		△732
親会社株主に帰属する当期純利益			1,974		1,974
自 己 株 式 の 取 得				△1,072	△1,072
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,242	△1,072	169
当 期 末 残 高	14,640	9,742	19,297	△1,153	42,527

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,056	△388	888	△373	1,183	43,541
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△732
親会社株主に帰属する当期純利益						1,974
自 己 株 式 の 取 得						△1,072
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	44	511	△484	1,054	1,126	1,126
当 期 変 動 額 合 計	44	511	△484	1,054	1,126	1,296
当 期 末 残 高	1,101	122	404	680	2,309	44,837

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	42,037	流動負債	23,962
現金及び預金	6,195	支払手形	1,617
受取手形	6,779	電子記録債権	2,065
電子記録債権	2,300	買掛金	9,970
売掛金	15,512	短期借入金	2,200
商品及び製品	6,709	未払金	2,489
仕掛品	1,265	未払法人税等	566
材料及び貯蔵品	1,312	未払消費税	477
前払費用	281	未払費用	2,063
繰延税金資産	469	預り金	1,486
短期貸付金	614	設備関係支払手形	321
その他の貸付金	663	設備関係電子記録債権	290
貸倒引当金	△67	その他の負債	413
<b>固定資産</b>	<b>27,672</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,815</b>
有形固定資産	16,031	長期借入金	3,000
建物	5,973	長期未払金	9
構築物	465	退職給付引当金	4,396
機械装置	3,982	PCB廃棄物処理引当金	50
車両運搬具	28	資産除去債務	358
工具器具備品	498	<b>負債合計</b>	<b>31,777</b>
土地	4,573	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	508	株主資本	36,841
無形固定資産	282	資本金	14,640
ソフトウェア	227	資本剰余金	9,742
その他の資産	54	資本準備金	3,660
投資その他の資産	11,358	その他の資本剰余金	6,082
投資有価証券	2,626	利益剰余金	13,611
関係会社株	4,173	その他利益剰余金	13,611
長期貸付金	56	固定資産圧縮積立金	280
長期前払費用	219	別途積立金	10,200
前払年金	1,889	繰越利益剰余金	3,130
繰延税金	1,907	<b>自己株式</b>	<b>△1,153</b>
その他の貸付金	641	評価・換算差額等	1,089
貸倒引当金	△156	その他有価証券評価差額金	967
		繰延ヘッジ損益	122
<b>資産合計</b>	<b>69,709</b>	<b>純資産合計</b>	<b>37,931</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>69,709</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		69,865
売 上 原 価		56,357
売 上 総 利 益		13,507
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,291
営 業 利 益		1,216
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	729	
そ の 他	475	1,204
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51	
そ の 他	247	299
経 常 利 益		2,121
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	513	
保 険 差 益	19	532
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
減 損 損 失	232	
固 定 資 産 除 却 損	242	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	78	557
税 引 前 当 期 純 利 益		2,096
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	461	
法 人 税 等 調 整 額	20	482
当 期 純 利 益		1,613

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 (注)		
当 期 首 残 高	14,640	3,660	6,082	9,742	12,730	△81	37,032
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△732		△732
当 期 純 利 益					1,613		1,613
自 己 株 式 の 取 得						△1,072	△1,072
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	881	△1,072	△191
当 期 末 残 高	14,640	3,660	6,082	9,742	13,611	△1,153	36,841

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	918	△388	530	37,562
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△732
当 期 純 利 益				1,613
自 己 株 式 の 取 得				△1,072
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	48	511	559	559
当 期 変 動 額 合 計	48	511	559	368
当 期 末 残 高	967	122	1,089	37,931

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	339	10,200	2,191	12,730
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△732	△732
固定資産圧縮積立金の取崩	△58		58	—
当 期 純 利 益			1,613	1,613
当 期 変 動 額 合 計	△58	—	939	881
当 期 末 残 高	280	10,200	3,130	13,611

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 16 日

アキレス株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田良洋	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美久羅和美	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アキレス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 16 日

アキレス株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津田良洋 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 美久羅和美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキレス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 22 日

アキレス株式会社 監査役会

常勤監査役	富川	隆	㊟
常勤監査役	山田	茂	㊟
社外監査役	須藤	昌子	㊟
社外監査役	有賀	美典	㊟

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
新宿フロントタワー 22階

当 社 本 店

電話 (03) 5338-9200 (代表)



最寄駅	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅下車	1番出口	徒歩約4分
	東京メトロ丸ノ内線/都営大江戸線	中野坂上駅下車	A1出口	徒歩約8分
	都営大江戸線	都庁前駅下車	A5出口	徒歩約10分
	JR線	新宿駅下車		徒歩約15分

※ 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅1番出口付近で当社係員のご案内しております。

※ 新宿フロントタワーのエレベーターは、エレベーターホールC(19~27階用)をご利用下さい。

UD  
FONT

見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。